

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成24年2月24日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年3月9日から同月29日まで縦覧に供する。

平成24年3月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市東植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 古畑地区	高松市産業経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 樋横井地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 皿池地区	〃
木田郡二股土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 川上1号地区	三木町産業振興課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 川上2号地区	さぬき市建設経済部土地改良課
四箇池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 城池公測池幹線地区	高松市産業経済部土地改良課